

第 10 回愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 会 議 録 (要点筆記)

(日時)

平成 27 年 6 月 25 日 (木) 18:34~19:46

(場所)

松山市役所 本館 8 階 8-1 会議室

(出席者)

委 員：妹尾会長、宇都宮委員、甲斐委員、土居委員、三好委員 計 5 名
事務局：樋口事務局長、宮本事務局次長兼総務課長、志賀事業課長、藤井総務企画係長、
高岡資格管理係長、近藤医療給付係長、上岡主事、岡山主事、安井主事 計 9 名
合計 14 名

(署名委員)

妹尾会長、甲斐委員

(議題)

- (1) 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の点検について
- (2) 平成 26 年度における情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況の報告について
- (3) 歯科口腔健康診査の実施について

(議事の概要)

- (1) 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の点検について

《資料 1 に基づき事務局説明》

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の実施に伴い、特定個人情報を取り扱うこととなるため、特定個人情報保護評価を行う必要がある。しきい値判断の結果、当広域連合においては基礎項目評価書及び全項目評価書を作成することとなり、このうち全項目評価書については、当審査会において点検を行っていただく旨、前回の審査会において了承を頂いていた。そのため、今回の審査会において、広域連合長からの諮問の形で点検の依頼を行った。全項目評価書については、内閣官房が作成した「特定個人情報保護評価指針」に定める「点検のポイント」に基づき、説明を行った。

《質疑・意見》

- ・パスワードはどの程度の頻度で更新を行っているのか。遅くとも 2~3 か月で更新することが望ましい。

システムのパスワードは定期的に変更している。

- ・特定個人情報の漏えい等が実際に発生した場合などの対応は定めているのか。

当該評価書は、未然に事故を防止するための対策等について記載するものであり、万が一、

事故が発生した場合には、広域連合を所管する厚生労働省へ報告し、指示を仰ぐこととなる。

- ・広域連合は、派遣職員のみで構成されているため、市町等と比較して、情報漏えい等に関する危険性は高いのではないか。

どの職員も、派遣元市町において、セキュリティ対策に係る知識を習得していることが前提である。そのうえで、当広域連合においても研修を実施するなどしており、市町等と比較して、危険性が高いというものではない。

- ・1回の作業で抽出するデータの量を決めておくということも、情報漏えいのリスクを低減する方法として考えられる。

- ・実際に情報漏えい等が発生した場合、該当者にはお詫びの文書の送付のみで対応するのか。金銭補償等を行わないのか。

その際の対応は未定であるが、現時点では金銭補償を行うことは想定していない。

- ・データの抽出は、どのような内容について行われるのか。

被保険者の氏名、住所、性別、電話番号、通院履歴、保険料の情報やレセプト情報など、業務に必要な範囲で抽出を行う。

- ・情報漏えい等を防ぐためには、職員の研修等も必要であるが、システムが最も重要になる。全国の広域連合が同様のシステムを使用しており、当広域連合独自でシステムの対応を行うことは難しい。現時点では、職員研修等により対応していく旨、御理解いただきたい。

- ・ホームページは月にどの程度閲覧されているのか。「適切な方法で広く意見を求める」方法として、ホームページによる意見の募集が適切かどうかは疑問が残る。

月に1,200件程度の閲覧がある。そのうち、職員がどの程度見ているかはわからないが、パブリックコメントの方法としては、国が定める方法により、適切に行っている。

《協議結果》

当審査会における意見等を整理したうえで、後日、事務局との調整のうえ、審査会としての答申書をまとめることとした。

- (2) 平成26年度における情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況の報告について

《資料2に基づき事務局説明》

平成26年度において、情報公開条例の規定による開示請求は0件、個人情報保護条例の規定による開示請求は6件で、全件開示している旨を報告した。

《質疑・応答》

特に無し

- (3) 歯科口腔健康診査の実施について

《資料3に基づき事務局説明》

平成 27 年度からの新規事業として歯科口腔健康診査を開始することに伴い、新たな個人情報を取り扱うこととなることから、個人情報保護条例第 6 条第 1 項に規定する個人情報取扱事務の届出を行ったため、同条第 4 項の規定により、審査会に報告を行った。また、当該事務の目的や事業実施概要等についても紹介を行った。

《質疑・応答》

- ・ 1 件当たりの委託料はどのように決定したのか。

他団体の状況を参考に、県歯科医師会との協議により決定した。

- ・ 対象者は、年間何回受診できるのか。

年 1 回のみ受診が可能である。

- ・ この歯科口腔健康診査は、全国的にどの程度普及しているのか。

現時点ですべての広域連合で行っている事業ではないが、昨年度から厚生労働省の国庫補助金の対象となったものであり、今後、実施団体が増えてくるものと考えられる。

(その他)

平成 27 年 11 月 30 日をもって現委員の任期（2 年）が満了となるため、10～11 月頃に正式な依頼を行う予定であるが、再任について検討いただけるよう依頼した。

署名委員

会 長

妹尾克敏

委 員

甲斐朋香